

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書提出要領  
測量・建設コンサルタント等関係

厚生労働省において、平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請（測量・建設コンサルタント等関係）の受付は、下記要領により行います。

（注）国土交通省による、「平成29・30年度定期競争参加資格インターネット一元受付」により、厚生労働省に申請している場合は、申請用紙による申請は、不要です。

記

1 有効期限 平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

※ 随時申請の場合は、厚生労働省が通知する「資格審査結果通知書」  
を付与した日から平成31年3月31日まで

2 申請期間

(1) 定期申請 平成29年1月4日から平成29年1月24日まで

(2) 随時申請（定期申請期間終了後の申請）

① 平成29年1月25日から3月31日までに申請をされた分については、原則として、平成29年5月1日から有効な資格となります。

② 平成29年4月1日以降に申請をされた分については、原則として、申請月の翌々月1日から有効な資格となります。

3 申請用紙等について

厚生労働省ホームページからダウンロードした申請用紙又は同ホームページに掲載されている「厚生労働省資格審査ブロック表」の受付部局において配付された申請用紙を使用してください。

返信用封筒等は必要ありません。

4 提出書類等

(1) 一般申請の場合

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1） [正副1部]
- ② 測量等実績調書（様式2） [1部]
- ③ 技術者経歴書（様式3） [1部]
- ④ 営業所一覧表（様式4） [正副1部]
- ⑤ 登記簿謄本（法人の場合） [1部] ※
- ⑥ 登録証明書等の写し [1部]
- ⑦ 財務諸表類 [1部]

⑧ 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（その3）、（その3の2）、又は（その3の3）のいずれかで、発行日から3か月以内のもの。）の写し [1部] ※

(2) 設計共同体として申請する場合

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1） [正副1部]
- ② 測量等実績調書（様式2） [1部]
- ③ 技術者経歴書（様式3） [1部]
- ④ 営業所一覧表（様式4） [正副1部]
- ⑤ 登記簿謄本（法人の場合） [1部] ※
- ⑥ 登録証明書等の写し [1部] ※
- ⑦ 財務諸表類 [1部]
- ⑧ 納税証明書 [1部] ※
- ⑨ 設計共同体協定書の写し [2部] ※

なお、②から⑧については、各構成員に係る書類を提出してください。

(3) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に規定する組合で、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が官公需適格組合として証明した組合として申請する場合（1）一般申請に基づく書類を提出してください。

なお、（1）②から⑧については、組合及び組合員に係る書類を提出してください。

※ 各書類の写しについては、ほぼ原寸大で、内容が鮮明であるものを提出してください。

5 提出書類の作成方法

別紙のとおり

6 申請の方法

厚生労働省ホームページに掲載されている「厚生労働省資格審査ブロック表」を参照し、本社（店）のあるブロック内のいずれかの受付部局へ持参申請してください。

一部局へ申請することにより、申請書「22 ⑤申請を希望する地域」に記入した地域の競争参加資格が得られますので、他部局への申請は不要です。

7 変更の取扱い

厚生労働省から資格審査結果通知を受けた後に、以下の事項について変更が生じた場合は、競争参加資格審査申請書変更届（測量・建設コンサルタント等）（様式7）（以下「変更届」という。）に必要な書類を添えて、申請書を提出した受付部局へ速やかに提出してください。

なお、今回、国土交通省による「平成 29・30 年度定期競争参加資格インターネット一元受付」により申請された方は、厚生労働省ホームページに掲載されている「厚生労働省資格審査ブロック表」のうち最寄りの受付部局へ変更届を提出してください。

#### 【変更届出事項】

- ① 本社（店）の住所及び電話番号（FAX 番号も含む。）
- ② 商号又は名称
- ③ 代表者
- ④ 競争参加資格希望業種区分
- ⑤ 申請を希望する地域
- ⑥ 廃業（全廃業の場合又は経常共同企業体で申し込むための参加資格の取り下げの場合。）

※ 上記以外については、届け出の必要はありません。

（届け出を必要としない例）

- ① 支社（店）や営業所等の名称及び住所並びに電話番号（FAX 番号も含む。）
- ② 別紙（10）①表中の「業務内容」に係る改廃等（すでに資格を得ている業種と同一の業種内の業務内容の追加の場合。）
- ③ 廃業（一部業種廃業のみの場合。）
- ④ その他、上記【変更届出事項】に該当しないもの（メールアドレスの変更等）

#### [提出書類]

競争参加資格審査申請書変更届（測量・建設コンサルタント等）（様式 7）

#### [1 部]

#### [添付書類]

- ① 住所及び電話番号（FAX 番号を含む。）、商号又は名称、代表者の変更の場合
  - ア 法人の場合（支社（店）、営業所等を除く）  
登記簿謄本 [1 部] ※
  - イ 個人の住所に係る変更  
住民票 [1 部] ※
- ② 競争参加資格希望業種区分の変更の場合  
申請書（様式 1 の [22] ②～⑤、[23] の必要事項に記入）、登録証明書等の写し及び財務諸表類 [各 1 部]
- ③ 申請を希望する地域の変更の場合  
営業所一覧表 [1 部]
- ④ 廃業（全廃業の場合又は経常共同企業体で申し込むための参加資格の取り下げの場合。）の場合  
登記簿謄本 [1 部] ※

※ 各書類の写しについては、ほぼ原寸大で、内容が鮮明なものを提出してください。

## 8 再審査の取扱い

競争参加資格を得た者が、以下の事由に該当し再審査を希望する場合は、受付部局に申し出てください。詳しい提出書類等は受付部局へ確認してください。

なお、資格の有効期限内において、これら以外の事由による等級決定後の再審査は行いません。

(1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の決定を受けた場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の決定を受けた場合

(2) 合併又は分社により新たに会社が設立された場合

① 合併による再審査の申請方法

ア A 社と B 社が合併して C 社となる場合

<提出書類>

- ・通常の競争参加資格申請書類一式（C 社）
- ・納税証明書、登記簿謄本 ※（A 社、B 社）
- ・競争参加資格の変更届（資格の取り下げ）（A 社、B 社）
- ・合併に係る契約書等の写し（合併を証明する書類）

イ A 社と B 社が合併して A 社となる場合

<提出書類>

- ・通常の競争参加資格申請書類一式（A 社）
- ・納税証明書、登記簿謄本 ※（A 社、B 社）
- ・競争参加資格の変更届（資格の取り下げ）（A 社、B 社）
- ・合併に係る契約書等の写し（合併を証明する書類）

② 分社による再審査の申請方法

ア A 社が分社して B 社と C 社になる場合

<提出書類>

- ・通常の競争参加資格申請書類一式（B 社、C 社）
- ・納税証明書、登記簿謄本 ※（A 社、B 社、C 社）
- ・競争参加資格の変更届（資格の取り下げ）（A 社）
- ・分社に係る契約書等（分社を証明する書類）の写し

イ A 社が分社して A 社と B 社になる場合

<提出書類>

- ・通常の競争参加資格申請書類一式（B 社）
- ・納税証明書、登記簿謄本 ※（A 社、B 社）
- ・競争参加資格の変更届（資格の取り下げ）（A 社が分社によって資格を失う場合）

- ・分社に係る契約書等（分社を証明する書類）の写し

合併及び分社については、合併後・分社後に本資格を取得するか否か、事業者によって異なるため、申請が必要な場合に必ず申し出てください。

※ 各書類の写しについては、ほぼ原寸大で、内容が鮮明であるものを提出してください。

## 9 再発行の取扱い

通知書の再発行については、厚生労働省ホームページに掲載されている見本を参考に作成し、受付部局へ提出してください。

URL <<http://www.mhlw.go.jp/>>

「申請・募集・情報公開」→「調達情報」→「競争参加資格について」

## 10 資格の取消し

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書及び添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は、記載をしなかつたことが分かった場合は、その資格が取り消されることとなります。

## 11 その他注意事項

提出書類の各様式は、ボールペン等（鉛筆は不可）により楷書で記入してください。

なお、提出書類に用いる文字はJIS第一水準・第二水準に規定されているものに限りますので、それ以外の漢字については類似漢字若しくは仮名に書き換えてください。

## 1 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1）の作成方法

- (1) 様式上、「※」に該当する項目については、記載しないでください。
- (2) 「01 1新規／2更新」欄は、該当する申請区分の番号（1又は2）に○印を付けてください。
- (3) 「05 適格組合証明」欄は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記入してください。
- (4) 「07 法人番号」欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第42条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者について、国税庁長官から通知された13桁の法人番号を記載してください。  
法人番号が不明な場合は、国税庁法人番号公表サイト等を参照の上、記載してください。

URL <<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>>

- (5) 「08 本社（店）住所」から「16 メールアドレス」までの各欄は、次により左詰めで記入してください。

- ① フリガナの欄は、カタカナで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱ってください。

なお、「09 商号又は名称」欄の「株式会社」等、法人の種類を表す文字については、フリガナは必要ありません。

- ② 「08 本社（店）住所」欄での「丁目」、「番地」等は「—（ハイフン）」により省略して記入してください。

（例）

ト	ウ	キ	ヨ	ウ	ト	チ	ヨ	タ	ク	カ	ス	ミ	カ	セ	キ
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

東	京	都	千	代	田	区	霞	が	関	1	—	2	—	2
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ③ 「09 商号又は名称」欄での「株式会社」等、法人の種類を表す文字については、下記の略号を用いること。

なお、該当する略号がない場合は、略さずに記入してください。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)
種類	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人	特例財団法人	特例社団法人			
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)			

(例)

チ	ヨ	タ	ヽ	ソ	ク	リ	ヨ	ウ							
---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--

(	株	)	千	代	田	測	量									
---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

④ 「11 代表者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字空けてください。

(例)

チ	ヨ	タ	ヽ		タ	ロ	ウ									
---	---	---	---	--	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

千	代	田		太	郎											
---	---	---	--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

⑤ 「13 本社（店）電話番号」、「14 担当者電話番号」欄及び「15 本社（店）FAX番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切って記入してください。（ ）は用いません。

(例)

0	3	-	1	2	3	4	-	1	2	3	4				
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--

⑥ 「16 メールアドレス」欄は、当省からの種々の連絡に対応できるアドレスを記入してください。

なお、メールアドレスを持ってない場合は、「なし」と記入してください。

⑦ 「17 申請代理人」欄は、行政書士等が代理申請する場合に使用します。代理申請をする場合、押印については本欄に押印すれば足り、「11 代表者氏名」欄への押印は不要となります。ただし、この場合、委任状が必要となりますので、2（8）を参照してください。

なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は、代理申請とはなりません。

- (6) 「18 設立年月日（和暦）」欄は、登記簿謄本記載の設立年月日を記載してください。
- (7) 「19 みなし大企業」欄は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は、出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「□下記のいずれかに該当する」に☑を入れ、上記に該当しない場合は「□該当しない」に☑を入れてください。
- (8) 「20 厚生労働省における平成 29・30 年度一般競争参加資格（建設工事）を有している」欄は、該当する項目に必ず☑を入れてください。
- (9) 「21 登録を受けている事業」欄は、次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記入してください。
- |             |  |
|-------------|--|
| ① 測量業者      | 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条による登録を受けている場合。                              |
| ② 建築士事務所    | 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録を受けている場合。                             |
| ③ 建設コンサルタント | 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条による登録を受けている場合。                  |
| ④ 地質調査業者    | 地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条による登録を受けている場合。                     |
| ⑤ 補償コンサルタント | 補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条による登録を受けている場合。                 |
| ⑥ 不動産鑑定業者   | 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条による登録を受けている場合。                   |
| ⑦ 土地家屋調査士   | 土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 8 条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が 2 人以上所属しているときは、1 |

- 人のみについて記入してください。)
- ⑧ 司法書士 司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第 8 条による登録を受けている場合。
- ⑨ 計量証明事業者 計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条による登録を受けている場合。
- ⑩ 建築設備資格者 建築設備資格者登録規程（昭和 60 年 11 月 18 日建設省告示第 1527 号）第 2 条による登録を受けている場合。
- ⑪ その他の登録等を受けている場合は、登録事業者名等が空白の欄に記入してください。

(10) 「22 測量等実績高」の各欄は、次により記入してください。

- ① 下表により、競争への参加を希望する業種（以下「競争参加資格希望業種」という。）の「①競争参加資格希望業種区分」の「コード」欄の 3 ケタの番号を○で囲み、②～⑤について記入してください。

コード	業種	業務内容
601	測量	測量一般、地図の調整、航空測量
602	建築関係 コンサルタント業務	建築一般、専門（意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、電気設備積算、調査）
603	土木関係建設 コンサルタント業務	土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、河川・砂防及び海岸、電力土木、道路、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設機械、地質、造園、港湾及び空港、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、都市計画及び地方計画、建設環境、その他
604	地質調査業務	地質調査
605	補償関係 コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、不動産鑑定、登記手続等
	その他	

- ② 「②直前 2 年度分決算」、「③直前 1 年度分決算」及び「④直前 2 ヶ年間の年間平均実績高」の各欄には、競争参加資格希望業種ごとに実績高を記入して下さい（決算が 1 事業年度 1 回の場合には、「②直前 2 年度分決算」及び「③直前 1 年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうちの右側のみ記入します。また、消費税を含まない額を記入することとし、千円未満は四捨五入します。）。なお、「③直前 1 年度分決算」とは基準日（基準日とは、申請しようとする日の属する年の 1 月 1 日とします。ただし、決算に関する事項については基準日の直前に決算の確定をした日とします。以下同じ。）直前に確定した決算を含む過去 1 年間の決算を、「②直前 2 年度分決算」とは直前 1 年度分決算の前

の1年間の決算を、「④直前2ヶ年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれ指します。

また、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあっては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係わるものに限ります。）を含めた実績を記入してください。

なお、競争参加資格希望業種区分欄において「その他」とされている部分については、申請業種以外の実績高を記入し、合計欄を損益計算書の売上高と一致させてください。

③ 「⑤申請を希望する地域」欄は、厚生労働省ホームページに掲載されている「厚生労働省資格審査ブロック表」を参考に、複数のブロックに申請を希望する場合に、同欄の枠内に記載してある地域名の下欄に競争参加資格希望業種ごとに○印を付けてください。

なお、記載事項が一葉で終わらない場合は、様式を複写して使用してください。なお、様式の裏面に記入することは差し支えありませんが、表面に「裏面へ続く」旨注記を施してください。

(11) 「23 有資格者数」欄は、厚生労働省が指定する資格者の範囲に従い当該職員数を記入してください。

なお、一人で複数の資格を有している者がある場合は、重複して計上してください。ただし、一人で1、2級、士、士補の資格を有している者がある場合は上位の資格のみ計上することとし、協力関係にあっても別企業の職員は含めないこととします。（発覚した場合、不受理又は資格の取消とします。）

なお、記載事項が一葉で終わらない場合は、様式を複写して使用してください。ただし、様式の裏面に記入することは差し支えありませんが、表面に「裏面へ続く」旨注記を施してください。

(12) 「24 自己資本額」の各欄は、次により記入してください。

① 「①株主資本」欄は、払込済資本金に新株申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載して下さい。（有限会社である場合においては、出資払込金、出資申込証拠金の額）また、個人（青色申告）の方は、確定申告控えにある貸借対照表から、（事業主借+元入金+青色申告特別控除前の所得金額）－事業主貸で算出した金額を個人事業者における「株主資本」とします。その他、評価・換算差額等、新株予約権という概念が個人事業者の財務諸表に無いため、④計（P）欄には同じ金額が入ります。

なお、個人（白色申告）の方は、確定申告書から確認できないため、自己資本額は「0」での申請となります。

② 「②評価・換算差額等」欄は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ

損益、土地再評価差額金があった場合にはその額を記載してください。

③ 「③新株予約権」欄は、新株予約権があった場合にはその額を記入してください。

- (13) 「25 損益計算書」の「税引前当期利益」欄は、記入不要です。
- (14) 「26 貸借対照表」の「①流動資産」及び「②流動負債」の各欄は直前1年度分決算により記入してください。また、「③固定資産」及び「④総資本額」は記入不要です。
- (15) 「27 経営比率」の「②流動比率」欄は、小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記入してください。また、「①総資本純利益率」及び「③自己資本固定比率」の各欄は記入不要です。
- (16) 「28 外資状況」欄は、外資系企業（日本国籍会社を含みます。）の場合に、該当する会社の区分の番号（1、2、3のいずれか）に○印を付するとともに、〔 〕内に国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記入してください。  
なお、「2 日本国籍会社（外資比率100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社を指します。
- (17) 「29 営業年数等」の「④営業年数」欄は、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間から、当該事業で中断した期間を控除した期間を記入してください。  
なお、1年未満の期間は、切捨てます。
- (18) 「30 常勤職員の数」の「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄は、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③その他の職員」の欄には、それ以外の職員の数を記入してください。また、「④計」の欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記入し、「⑤役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記入してください。

## 2 添付書類の作成方法

- (1) 測量等実績調書（様式2）及び技術者経歴書（様式3）

この2つの様式については、各様式の末尾にある記載要領に従って記入してください。

なお、記載事項が一葉で終わらない場合は、様式を複写して使用してください。ただし、様式の裏面に記入することは差し支えありませんが、表面に「裏

面へ続く」旨注記を施してください。

## (2) 営業所一覧表（様式4）

この様式については申請日現在で作成するとともに、様式の末尾にある記載要領に従って記入することとし、申請する営業所に対応した「営業区域」を示す都道府県を表すコードについては、下表のコードを用いてください。

コード	都道府県名										
00	全国	08	茨城県	16	富山県	24	三重県	32	島根県	40	福岡県
01	北海道	09	栃木県	17	石川県	25	滋賀県	33	岡山県	41	佐賀県
02	青森県	10	群馬県	18	福井県	26	京都府	34	広島県	42	長崎県
03	岩手県	11	埼玉県	19	山梨県	27	大阪府	35	山口県	43	熊本県
04	宮城県	12	千葉県	20	長野県	28	兵庫県	36	徳島県	44	大分県
05	秋田県	13	東京都	21	岐阜県	29	奈良県	37	香川県	45	宮崎県
06	山形県	14	神奈川県	22	静岡県	30	和歌山県	38	愛媛県	46	鹿児島県
07	福島県	15	新潟県	23	愛知県	31	鳥取県	39	高知県	47	沖縄県

なお、記載事項が一葉で終わらない場合は、様式を複写して使用してください。ただし、様式の裏面に記入することは差し支えありませんが、表面に「裏面へ続く」旨注記を施してください。

## (3) 登記簿謄本

登記簿謄本とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号に規定する株式会社登記簿等で、登記簿に記録されている事項を証明した書面（登記事項証明書）を指します。

## (4) 登録証明書等

1 (9) の①から⑪までに掲げた各登録等についての登録官署が発行する証明書を指します。

なお、競争への参加を希望しない業種につきましては、提出を要しません。

## (5) 財務諸表類

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損失処理）計算書（個人に当たっては、これらに類する書類。）を指します。

## (6) 建設コンサルタント登録規程第7条、地質調査業者登録規程第7条又補償

コンサルタント登録規程第7条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを提出した方であって、競争参加資格希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合は、様式2、様式3、様式4、登記簿謄本及び登録証明書等の添付を省略することができます。

(7) **納税証明書**

直前1年間における法人税（法人の場合）または所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務署が発行する証明書を指します。

(8) **委任状**

代理人による申請をする場合には、（申請者の）代表者から代理人に、競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成し、必ず原本を提出してください。

(9) **証明書類の写しによる代用**

添付書類のうち官公署が行った証明書類（登記簿謄本、登録証明書等、納税証明書）については、複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大であり、かつ、内容が鮮明であれば代用可能です。

### 3 外国事業者が申請する場合の提出書類等

(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1）の「08 本社（店）住所」欄は、本店の所在する国名及び所在地名を記入してください。  
なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記入してください。

(2) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1）の「09 商号又は名称」欄は、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要です。

(3) 登記簿謄本（法人の場合）、住民票（個人の場合で、身元証明書等を含みます。）については、本国の管轄官庁または権限のある機関の発行する書面とすることができます。

(4) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付してください。

(5) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する場合は、基準日における出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額とします。

## **電子調達システムの 利用者登録をしているみなさまへ**

- 平成29年4月1日以降、継続してご利用される場合においても、改めて利用者登録の必要があります。当該システムの利用者登録等については、政府電子調達（GEPS）サイト（<https://www.geps.go.jp/>）をご参照ください。